

○外国会社届出書等による開示に関する留意事項について（英文開示ガイドライン）（平成20年6月金融庁総務企画局）

改正後	改正前
<p>(外国会社届出書に関する取扱いの準用)</p> <p>4-2 4-1は、外国会社報告書、<u>外国会社確認書</u>、外国会社半期報告書及び外国親会社等状況報告書について準用する。</p> <p>(外国会社訂正届出書に関する取扱いの準用)</p> <p>4-4 4-3は、外国会社訂正報告書、<u>外国会社訂正確認書</u>及び外国会社半期訂正報告書について準用する。</p>	<p>(外国会社届出書に関する取扱いの準用)</p> <p>4-2 4-1は、外国会社報告書、<u>外国会社確認書</u>、<u>外国会社四半期報告書</u>、外国会社半期報告書及び外国親会社等状況報告書について準用する。</p> <p>(外国会社訂正届出書に関する取扱いの準用)</p> <p>4-4 4-3は、外国会社訂正報告書、<u>外国会社訂正確認書</u>、<u>外国会社四半期訂正報告書</u>及び外国会社半期訂正報告書について準用する。</p>